

事業報告書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団鶴友会

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分有り)

② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人

☐出資額限度法人 ☒その他

③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、
該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市東区保田窪本町10番地112

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所
を記載すること。

(3) 設立許可年月日 平成5年10月26日

(4) 設立登記年月日 平成5年11月10日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	鶴田 克家	
理 事	鶴田 豊	
同	服部 敦子	
同	鶴田 克明	
同	鶴田 美恵子	
監 事	栗原 正明	

注) 1. 「社会医療法人、特別医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概況

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	鶴田病院	4310122496	熊本市東区保田窪本町10番地112	一般病床 105床 [医療保険 105床]
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 メディエイト鶴翔苑	4350180164	熊本市東区保田窪本町10番地112	入所定員 61名 通所定員 80名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の 許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション事業	熊本市東区保田窪本町10番地112	
訪問介護ステーション事業	同 上	
鶴友会居宅介護支援センター	同 上	
熊本市東2地域包括支援センター 【熊本市から委託を受けて管理】	熊本市東区保田窪本町10番地114	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決または同意した事項

令和 7年 6月 5日 令和6年度決算報告・承認の件

令和 8年 3月31日 令和8年度事業計画及び収支予算の決定・承認の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

以 上

様 式 2

法人名 医療法人社団鶴友会
所在地 熊本市東区保田窪本町10番地112

※医療法人整理番号 01544

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 2,490,658 千円
2. 負 債 額 1,863,801 千円
3. 純 資 産 額 626,857 千円

(内 訳)		(単位:千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		757,134
B 固 定 資 産		1,733,524
C 資 産 合 計 (A+B)		2,490,658
D 負 債 合 計		1,863,801
E 純 資 産 (C-D)		626,857

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人社団鶴友会

所在地 熊本市東区保田窪本町10番地112

※医療法人整理番号 01544

貸 借 対 照 表
(令和8年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	757,134	I 流動負債	514,941
現金及び預金	240,624	買掛金	78,938
事業未収金	478,966	短期借入金	400,203
たな卸資産	11,500	未払金	31,541
前払費用	11,954	未払費用	146
その他の流動資産	14,090	未払法人税等	232
		未払消費税等	2,741
		預り金	1,140
		その他の流動負債	0
II 固定資産	1,733,524		
1 有形固定資産	1,366,664	II 固定負債	1,348,860
建物	779,398	長期借入金	1,348,860
構築物	8,904	その他の固定負債	0
医療用器機備品	38,570		
その他の器械備品	8,698		
車両及び船舶	7,271		
土地	358,470		
その他の有形固定資産	165,353		
		負債合計	1,863,801
2 無形固定資産	61,786	純資産の部	
ソフトウェア	60,089	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,697	I 資本金	30,000
		II 資本剰余金	0
3 その他の資産	305,074	III 利益剰余金	596,857
有価証券	68,500	圧縮積立金	75,696
長期貸付金	88,412	別途積立金	100,000
その他の固定資産	148,162	繰越利益剰余金	421,161
		純資産合計	626,857
資産合計	2,490,658	負債・純資産合計	2,490,658

様式 4-1

法人名 医療法人社団鶴友会
所在地 熊本市東区保田窪本町10番地112

※医療法人整理番号 01544

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,577,474
2 事業費用		
(1) 事業費	2,557,296	2,557,296
本来業務事業利益		20,178
事業利益		20,178
II 事業外収益		
受取利息	436	
その他の事業外収益	50,038	50,474
III 事業外費用		
支払利息	11,669	
その他の事業外費用	11	11,680
経常利益		58,972
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	520	520
V 特別損失		
固定資産除却損	3,025	
その他の特別損失	1,573	4,598
税引前当期純利益		54,894
法人税・住民税及び事業税		232
当期純利益		54,662

法人名 医療法人社団鶴友会
所在地 熊本市東区保田竈本町10番地112

※医療法人整理番号 01544

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団鶴友会

理事長 鶴田 克家 殿

私は、医療法人社団鶴友会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

記

① 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

② 監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

以 上

令和 8 年 5 月 28 日

医療法人社団鶴友会

監事 栗原 正明